

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

I コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1. 基本的な考え方 更新

当社は、コーポレートガバナンスに関する基本的な考え方と基本方針を「コーポレートガバナンスに関する基本方針」として策定しています。

コーポレートガバナンスに関する基本方針

当社は、企業価値を継続的に向上させ、株主をはじめとする当社のステークホルダーの期待に応えるためには、コーポレートガバナンス・コードの趣旨を尊重し、実効的なコーポレートガバナンスを実現することが経営上重要な課題であると認識しており、その基本は「迅速で効率的かつ積極的な事業経営」および「経営の健全性と透明性の確保」であると考えております。当社は、自らの社会的責任を認識し、企業理念、経営指針および行動規範に則り、当社グループ各社と一体となってこれらの実践に取り組んでまいります。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しない理由】 更新

【原則4-10 任意の仕組みの活用】

当社は、取締役会の下に独立社外取締役を構成員とする任意の諮問委員会を設置していませんが、監査等委員会設置会社として複数の独立社外取締役が取締役の業務執行を監督する体制を整備しており、指名・報酬などの重要事項の決定についてもこの体制が機能すると判断しています。取締役会は、経営監督機能の一層の強化を図るため、指名・報酬に係る任意の諮問委員会の設置・活用について、検討を続けます。

【補充原則4-11(3) 取締役会全体の実効性についての分析・評価と結果開示】

取締役会全体の実効性についての分析・評価は、代表取締役(議長)が行っていますが、2017年1月に監査等委員会設置会社に移行したことに伴い、2017年10月期から評価項目を見直すとともに、各取締役の自己評価(自分自身に対する評価および取締役会全体に対する評価)を基本とした評価方法に変更することを予定しています。

分析・評価の結果概要の開示については、今後の検討課題と認識しています。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則に基づく開示】 更新

【原則1-3 資本政策の基本的な方針】

当社は、中長期的な企業価値の向上に資することを資本政策に関する基本方針としており、収益向上により資本効率や資産効率の改善を図るほか、投資案件への積極的な取り組みによる資本効率の向上および棚卸資産等の適正管理による資産効率の向上に努めます。

株主還元については、財務体質と経営基盤の強化のため内部留保の充実を図りつつ、連結業績および中期的なグループ事業戦略等を総合的に勘案し、適正かつ安定的な配当を行うことを、基本方針としています。

【原則1-4 いわゆる政策保有株式】

当社は、持続的な成長と中長期的な企業価値の向上に寄与すると判断した場合は、取引関係の強化、安定的かつ機動的な資金調達、原材料の安定的な調達等を目的として当該取引先の株式を保有します。

政策保有株式の新規・追加取得、保有の継続または処分の要否については、担当取締役がその効果、合理性等を適宜検証し、取締役会に上程します。

当該株式に係る議決権の行使に関しては、当社の株式保有目的、発行会社の企業価値向上等の観点から総合的に判断し、適切に行使します。

【原則1-7 関連当事者間の取引に係る適切な手続、枠組みの開示】

当社は、関連当事者と取引を行う場合は、企業会計基準により開示対象外とされる取引を除き、取締役会において監査等委員会の意見を確認した上でその適否を決定し、承認された取引についてはその取引状況等を適宜報告します。

【原則3-1 情報開示の充実】

(1) 当社は、経営理念・経営指針・行動規範および中期経営計画を当社ホームページにおいて開示しています。詳細は下記をご参照ください。

(ご参照)

経営理念等 http://www.tomo-e.co.jp/j/code_of_conduct/

中期経営計画 http://www.tomo-e.co.jp/j/ir/pdf/accounts_briefing/cfc_2016.pdf

(2) 当社は、コーポレートガバナンスに関する基本的な考え方と基本方針を「コーポレートガバナンスに関する基本方針」として策定しており、その内容を上記1.「基本的な考え方」に記載しています。

(3) 当社は、取締役の報酬等の決定に関する方針を有価証券報告書において開示します。

その内容は、後記「報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容」とおりです。

(4) 当社は、社外取締役の選任基準および独立性基準を株主総会招集通知および有価証券報告書において開示します。詳細は下記をご参照ください。

(ご参照)

第87回定時株主総会招集ご通知 <http://www.tomo-e.co.jp/cmsfiles/ir/i-TvZnq-r1.pdf>

(5) 当社は、取締役候補者の選任理由を、株主総会招集通知において開示します。詳細は下記をご参照ください。

(ご参照)

第87回定時株主総会招集ご通知 <http://www.tomo-e.co.jp/cmsfiles/ir/i-TvZnq-r1.pdf>

【補充原則4-1(1) 経営陣に対する委任の範囲の決定とその開示】

当社は、取締役会規則で定める取締役会の機能、権限等を踏まえ、経営会議規定および職務権限規定により、取締役会、代表取締役、経営会議ならびに各業務部門およびその担当取締役の業務執行に関する審査、決裁等に関する権限の範囲を明確に定めています。

【原則4-8 独立社外取締役の有効な活用】

当社は、独立役員として監査等委員である社外取締役を3名選任しており、これらの社外取締役は監査等委員会等において適時適切に意見の交換を行っています。また、常勤の監査等委員である取締役を置き、経営陣や監査等委員である社外取締役と連携・調整が行える体制を整備し、監査・監督機能の実効性を確保しています。

【原則4-9 独立社外取締役の独立性判断基準および資質】

本原則の対応状況は、上記【原則3-1 情報開示の充実】(4)に記載のとおりです。

【補充原則4-11(1) 取締役会全体としての知識等のバランス、多様性・規模に関する考え方、取締役の選任に関する方針・手続き】

取締役会は、取締役を選任するにあたり、当社の取締役会の構成に関する考え方を踏まえ、取締役会全体としての知識・経験・能力のバランス、多様性の確保を考慮します。

業務執行取締役については、会社の業績等の評価を踏まえ、業務執行取締役全員の相互評価に基づき検討し、取締役会において監査等委員会の意見を確認した上でその候補者を決定します。なお、取締役の員数は、当社の取締役会の構成に関する考え方および現在の事業規模を踏まえ、取締役(監査等員である取締役を除く。)12名以内、監査等委員である取締役4名以内を適正と考えています。

社外取締役については、当社の定める社外取締役の選任基準および独立性基準に合致しているか確認したうえで、経営者、法律、会計・財務の有識者などのなかから経験・見識・専門性を考慮してその候補者を選定します。

【補充原則4-11(2) 社外取締役・社外監査役の兼任状況の毎年開示】

当社の取締役のうち、監査等委員である社外取締役1名は当社グループ外の上場会社の監査等委員である社外取締役を兼任していますが、監査等委員である社外取締役としての職務を執行するに十分な時間・労力を振り向けています。また、その他の取締役は全員当社グループ外の上場会社の役員を兼任しておらず、各自の職務執行に専念できる状況にあります。

取締役の他社兼任状況は、株主総会招集通知および有価証券報告書において毎年開示します。

(ご参照)

第87回定株主総会招集ご通知 <http://www.tomo-e.co.jp/cmsfiles/ir/i-TvZnq-r1.pdf>

【補充原則4-11(3) 取締役会全体の実効性についての分析・評価と結果開示】

本原則の対応状況は、【コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しない理由】に記載のとおりです。

【補充原則4-14(2) トレーニング方針の開示】

当社は、当社の取締役がその役割・責務を適切に果たすために必要なトレーニングおよび情報提供を行います。また、新任の社外取締役に対しては、就任時に当社グループの事業内容、財務状況、内部統制体制などを含む全般的な状況に関して情報を提供します。

当社は、取締役が各自の判断で外部のセミナーや勉強会に出席し、職務遂行に必要な知識、能力を研鑽することを勧奨しており、これらに要した費用は所定の手続きにより、当社が負担します。

【原則5-1 株主との建設的な対話に関する方針】

当社は、会社の持続的な成長と中長期的な企業価値の向上を実現するには、株主との建設的な対話が重要であると認識しています。

当社では、総務部担当取締役をIR担当取締役とし、総務部総務課をIR担当部署としています。IR担当部署は、経理部、経営企画室、各事業部門の統括部署等関連部署と連携し、IR活動の充実、効率化を図っています。

株主・投資家に対しては、第2四半期および第4四半期に決算説明会を開催するほか、スモールミーティングを適宜開催してIR情報の提供を行っています。また、個人株主・投資家向けとしては、個人投資家説明会を年1回開催し、当社の知名度向上、事業内容に対する理解の深化を推進しています。

株主との面談等については、原則としてIR担当部署が窓口となり対応します。ただし、株主からの希望がある場合は、目的、所有株式等を十分考慮したうえで、可能な限りIR担当取締役等が面談に対応できるように調整を行います。

上記のIR活動を通じて入手した株主の意見・要望は、IR担当部署が取りまとめ、取締役会にフィードバックします。

2. 資本構成

外国人株式保有比率

10%未満

【大株主の状況】更新

氏名又は名称	所有株式数(株)	割合(%)
巴工業取引先持株会	545,500	5.17
佐良 直美	446,200	4.23
野田 眞利子	397,000	3.76
株式会社みずほ銀行	392,750	3.72
山口 温子	314,000	2.98
巴工業従業員持株会	260,113	2.46
有限会社巴企画	245,500	2.33
日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口)	205,300	1.94
山口 静子	180,900	1.71
株式会社三井住友銀行	180,000	1.70

支配株主(親会社を除く)の有無

——

親会社の有無

なし

平成28年10月21日付で公衆の縦覧に供されている大量保有報告書(変更報告書)において、株式会社みずほ銀行ならびにその共同保有者であるみずほ信託銀行株式会社およびアセットマネジメントOne株式会社が平成28年10月14日現在で以下の株式を所有している旨が記載されていますが、このうちアセットマネジメントOne株式会社については当社として当事業年度末時点における実質所有株式数の確認ができませんので、上記大株主の状況には含めておりません。

なお、大量保有報告書(変更報告書)の内容は以下のとおりです。

氏名又は名称	所有株式数(株)	割合(%)
株式会社みずほ銀行	392,750	3.73
みずほ信託銀行株式会社	42,000	0.40
アセットマネジメントOne株式会社	227,800	2.16

3. 企業属性

上場取引所及び市場区分	東京 第一部
決算期	10 月
業種	機械
直前事業年度末における(連結)従業員数	500人以上1000人未満
直前事業年度における(連結)売上高	100億円以上1000億円未満
直前事業年度末における連結子会社数	10社未満

4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

――

5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情

――

// 経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査等委員会設置会社
------	------------

【取締役関係】

定款上の取締役の員数 更新	16 名
定款上の取締役の任期 更新	1 年
取締役会の議長	社長
取締役の人数 更新	14 名
社外取締役の選任状況	選任している
社外取締役の人数 更新	3 名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数 更新	3 名

会社との関係(1) 更新

氏名	属性	会社との関係(※)										
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k
村瀬俊晴	他の会社の出身者					▲						
今井 實	税理士											
中村 誠	弁護士											

※ 会社との関係についての選択項目

※ 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」

※ 近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

- a 上場会社又はその子会社の業務執行者
- b 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- c 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- d 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- e 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- f 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- g 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)
- h 上場会社の取引先(d、e及びfのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)
- i 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)
- j 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)
- k その他

会社との関係(2) 更新

氏名	監査等委員	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
村瀬俊晴	○	○	村瀬俊晴氏は、平成14年まで当社の主要取引金融機関である株式会社みずほ銀行の業務執行者として勤務していました。	村瀬俊晴氏は、長年にわたり会社経営および銀行業務に携っており、財務および会計に関する相当程度の知見を有しており、取締役の業務執行に対する監督など社外取締役としての責務、役割を適切に果たしていただけると判断し、社外取締役に選任しています。 同氏は、当社の主要取引金融機関である株式会社みずほ銀行の業務執行者として勤務していましたが、退職からすでに14年が経過しているため、同氏と同行の関係に起因して当社の一般株主との間に利益相反が生じるおそれはなく、また、当社は事業年度末において同行からの借り入れはなく同行に対する依存度はきわめて低い状況です。 以上の点から、独立性が十分確保されていると判断し、同氏を独立役員に指名しています。
今井 實	○	○	——	

				今井實氏は、社外役員となること以外の方法で直接会社経営に関与した経験はありませんが、長年にわたり企業税務に関する業務に携わっており、財務および会計に関する相当程度の知見を有していることから、取締役の業務執行に対する監督など社外取締役としての責務、役割を適切に果たしていただけると判断し、社外取締役に選任しております。 また、同氏と当社との間に特別な利害関係はなく、独立性が十分確保されているため、同氏を独立役員に指名しています。
中村 誠	○	○	——	中村 誠氏は、直接会社経営に関与した経験はありませんが、弁護士として企業法務に精通し、財務および会計に関する相当程度の知見を有していることから、取締役の業務執行に対する監督など社外取締役としての責務、役割を適切に果たしていただけると判断し、社外取締役に選任しております。 また、同氏と当社との間に特別な利害関係はなく、独立性が十分確保されているため、同氏を独立役員に指名しています。

【監査等委員会】

委員構成及び議長の属性 更新

	全委員(名)	常勤委員(名)	社内取締役(名)	社外取締役(名)	委員長(議長)
監査等委員会	4	2	1	3	社内取締役

監査等委員会の職務を補助すべき取締役及び使用人の有無 更新

なし

現在の体制を採用している理由 更新

当社では、監査等委員会の職務を補助すべき取締役または使用人を置いていませんが、内部監査部門、管理部門等が必要に応じて職務の補助を行う体制を整備しています。

なお、監査等委員会がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合、取締役会は監査等委員会と協議のうえ、監査等委員会の職務を補助すべき使用人を選任します。

監査等委員会、会計監査人、内部監査部門の連携状況 更新

監査等委員会は、会計監査や四半期レビューの報告等を通じ、会計監査人との連携を確保しており、内部監査部門である業務監査室は、監査等委員会および会計監査人と連携し、必要な情報提供等を速やかに行える体制をとっています。

また、会計監査人が不正を発見し適切な対応を求めた場合や不備・問題点を指摘した場合、監査等委員会は、業務監査室その他関連部門と連携して調査を行い、是正を勧告します。

【任意の委員会】

指名委員会又は報酬委員会に相当する任意の委員会の有無

なし

【独立役員関係】

独立役員の人数

3名

その他独立役員に関する事項

当社の独立社外取締役は、原則として監査等委員である取締役として選任され、当社の中長期的な企業価値の向上を図るべく、ステークホルダーの意見を取締役に反映させ、独立かつ客観的・専門的見地から、取締役会等において経営方針、経営改善に関して意見を表明するほか、監査等委員会の構成員として取締役の職務の執行等について監査・監督を行います。

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する施策の実施状況 更新

業績連動型報酬制度の導入

該当項目に関する補足説明 **更新**

取締役報酬のうち取締役賞与については、連結決算の業績に連動させて決定しています。

ストックオプションの付与対象者

該当項目に関する補足説明

【取締役報酬関係】

(個別の取締役報酬の)開示状況 **更新** 個別報酬の開示はしていない

該当項目に関する補足説明 **更新**

直前事業年度における取締役報酬の額は、支給人員11名(うち社外取締役1名)に対して231,898千円(うち社外取締役分7,833千円)です。

報酬の額又はその算定方法の決定方針の有無 **更新** あり

報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

取締役の報酬等の決定に関する方針は次のとおりです。

- (1) 当社の取締役報酬は、基本報酬および賞与で構成される。
- (2) 取締役基本報酬については、株主総会で定められた上限の範囲内で、役職、常勤・非常勤の別および上場会社全般の報酬水準を勘案して決定する。
- (3) 取締役は、基本報酬の一部を当社役員持株会に拠出して自社株として保有することにより、報酬と中長期的な企業価値との連動性を高めている。
- (4) 取締役賞与については、各事業年度の業績を勘案して総額を決定し、当該事業年度に係る定時株主総会において、その承認を得ている。
- (5) 第2項および第4項により決定された取締役(監査等委員である者を除く。)の基本報酬・賞与の個別配分額は取締役会の委任に基づき代表取締役が決定し、監査等委員である取締役の基本報酬・賞与の個別配分額は監査等委員の協議により決定する。
- (6) 取締役(監査等委員である者を除く。)の報酬額および拠出額の決定に当たっては、監査等委員会の意見を確認する。

【社外取締役のサポート体制】 **更新**

当社では、社外取締役と社内との連絡・調整を行う担当者または部署を設置していませんが、各部門の担当取締役や常勤の監査等委員である取締役を通じて各部門が常時サポートできる体制をとっています。

なお、取締役会の審議に必要な資料は、原則として開催の3営業日前までに取締役全員に配付され、審議に十分な準備ができるように配慮しています。

2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項(現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要) **更新**

当社の取締役会は、取締役(監査等委員である取締役を除く。)10名および監査等委員である取締役4名(うち社外取締役3名)で構成され、法令または定款に定める事項のほか、経営上の業務執行の基本事項について意思決定するとともに、取締役の職務の執行を監督する機関と位置づけています。取締役会は、迅速な意思決定を行うため、月1回の定例取締役会のほか、必要に応じて臨時取締役会を開催するとともに、経営会議を原則として月2回開催し、最新情報を共有しつつ事業展開のあり方およびリスクの所在とその防止・回避策などを協議・報告することによって、公正で効率的な経営の実践に努めています。

監査等委員会は、弁護士、税理士および企業経営経験者として豊富な経験を持つ社外取締役3名と当社の事業に精通した当社出身の取締役1名によって構成され、取締役の職務執行に関する監査・監督、内部統制システムに関する監査などの職務を独立的かつ客観的立場において遂行しています。

また、会計監査人および内部監査部門等と連携するとともに、常勤の監査等委員を選定して監査・監督にかかる環境の整備および社内情報の収集を積極的に行い、監査・監督機能の実効性確保に努めています。

3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由 **更新**

当社は、監査等委員会設置会社として、上記「2. 業務執行、監査・監督、指名報酬決定等の機能に関する事項」に記載した体制を運営することが、現状において経営の監視やコーポレート・ガバナンスの実効性確保に関して最も有効であると判断し、現状の体制を選択しています。

///株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況 更新

	補足説明
株主総会招集通知の早期発送	法定期限の1営業日前に発送しています。
招集通知(要約)の英文での提供	発送日前に、東京証券取引所のホームページおよび当社ホームページに狭義の招集通知、株主総会参考書類の英訳を掲載しています。
その他	発送日前に、東京証券取引所のホームページおよび当社ホームページに招集通知を掲載しています。

2. IRに関する活動状況 更新

	補足説明	代表者自身による説明の有無
個人投資家向けに定期的説明会を開催	年1回、個人投資家向け説明会を開催しています。	あり
アナリスト・機関投資家向けに定期的説明会を開催	決算発表および第2四半期決算発表後に決算説明会を開催するほか、適宜スモールミーティングを開催しています。	あり
IR資料のホームページ掲載	投資家情報として、「トップマネジメントメッセージ」や「IRニュース」などの資料を掲載しています。	
IRに関する部署(担当者)の設置	総務課をIR担当部署としています。	

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況 更新

	補足説明
社内規程等によりステークホルダーの立場の尊重について規定	ステークホルダーとの信頼関係深化のために遵守すべき行動について、基本的な考え方を「行動規範」に定め、公開するとともに、役職員にその浸透を図っています。
環境保全活動、CSR活動等の実施	当社の環境保全活動に関する基本方針を環境方針・環境理念として制定するとともに、環境マネジメントシステムであるISO14001の認証を取得し、各部門の業務プロセスの中で、具体的な環境マネジメントを推進しています。
ステークホルダーに対する情報提供に係る方針等の策定	「行動規範」において、企業情報の正確かつタイムリーな開示と個人情報、インサイダー情報等の厳正管理を基本方針と定め、ステークホルダーに対する情報提供に関する責任を明示するとともに、役職員にその浸透を図っています。

Ⅳ内部統制システム等に関する事項

1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況 更新

1. 内部統制システムに関する基本的な考え方

当社は、公正かつ効率的な経営のために、会社の規模、事業の特性に適応した内部統制システムの構築が不可欠と認識しており、その整備、改善に継続的に取り組んでいます。

2. 内部統制システムに関する整備状況

(1) コンプライアンス体制

当社グループ全体を対象にした「行動規範」を制定し、教育等を通じて従業員の遵法意識の浸透を図るとともに、制度面では企業倫理委員会および内部通報制度（ヘルプライン）を設置し、コンプライアンス上の問題に関する情報収集と対応を行って。

また、グループ各社については、「グループ会社管理規定」に基づく管理および監査を実施しており、その自主性を尊重しつつ業務の適正性確保に必要な整備を進めています。

(2) リスク管理体制

「リスクマネジメント基本規定」により策定した、当社の事業活動に係るリスク管理の基本ルールに基づき、事業部門ごとに適切なリスク管理体制を整備しています。

また、リスクマネジメント委員会を設置し、子会社を含む全事業部門のリスク情報を統括的に管理するとともに、リスク管理体制の安定的運用を図っています。

(3) 効率性確保のための体制

当社グループ全体の中期経営計画および年間目標を策定し、当社グループとして達成すべき目標を明確化するとともに、これに基づく業績管理を行っています。

(4) 情報管理体制

「文書管理規定」に基づいて当社の取締役の職務の執行に係る文書等を保存し、当社の取締役の随時閲覧に供しています。

(5) 当社の監査等委員会への報告体制

当社の取締役および使用人は、経営会議、その他の重要な会議の審議内容、内部監査の結果、内部通報制度の運用状況ならびに財務状況について当社の監査等委員会に報告します。また、当社および子会社の取締役および使用人は、当社の監査等委員会または各監査等委員からその業務執行に関する事項の報告を求められた場合、速やかに当該事項の報告を行います。

(6) 財務報告の信頼性と適正性の確保体制

金融商品取引法その他の法令の定めに従い、財務報告に係る内部統制の構築、評価および報告に関して適切な運営を図り、財務報告の信頼性と適正性を確保します。

2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況 更新

1. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方

当社グループは、反社会的勢力との関係を一切持たないこと、反社会的勢力からの不当な要求や威嚇に毅然とした態度で臨んでこれらに妥協しないことを反社会的勢力排除に向けた基本方針としています。

2. 反社会的勢力排除に向けた整備状況

上記1. の基本方針は、当社グループが制定する「行動規範」の「政治・行政・社会に対する責任」のひとつとして明記されており、その内容は定期的な研修によって当社グループ全役員に周知徹底されています。

社内体制としては、本社総務部を対応統括部署とし、警察およびその関連団体と常に連携して不当請求事例等の情報を共有し、反社会的勢力の関与の防止に努めています。

Ⅴその他

1. 買収防衛策の導入の有無

買収防衛策の導入の有無

なし

該当項目に関する補足説明

2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項 更新

1. 内部統制システムの概要を含むコーポレート・ガバナンス体制についての模式図は、添付画像を参照ください。

2. 適時開示体制の概要

当社は、重要事実等の情報の管理および開示については、「内部者取引管理規定」を当社およびグループ子会社において徹底し、その定めに従って、次のとおり運用しております。

当社およびグループ子会社において内部情報が発生した場合には、まず当該部署から情報管理担当者（部門担当取締役およびグループ子会社社長）に報告され、その情報は情報管理担当者から情報管理責任者（総務部担当取締役）に直ちに報告されます。

報告を受けた情報管理責任者は、情報管理担当者および関係部署に当該内部情報の管理の徹底を指示するとともに、適時開示規則等に従い、適時開示の必要性の判断および最終的な開示内容の決定を行います。

情報管理責任者は、決定事実および決算情報については取締役会の承認後速やかに、また、発生事実については発生後速やかに東京証券取引所に原則としてTDnetを利用して適時開示を行っております。

なお、当該情報は、報道機関への発表を行うとともに速やかに当社ホームページに掲載します。

